

2025 年 6 月 20 日

株主各位

東京都江東区潮見二丁目 8 番 10 号
センコーグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 福田 泰久

「第 108 回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部訂正について

当社「第 108 回定時株主総会招集ご通知」の一部に訂正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

【訂正箇所及び訂正内容】

(1) 訂正箇所

「第 108 回定時株主総会招集ご通知」 23 ページ

「事業報告 5. 会計監査人の状況 (2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額」

(2) 訂正内容（下線部は訂正箇所を示します）

<訂正前>

① 「公認会計士法」第 2 条第 1 項の監査業務の報酬

81 百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

115 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 当社の重要な子会社のうち株式会社スマイル、中央化学株式会社及び株式会社オーナミについては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

<訂正後>

① 「公認会計士法」第2条第1項の監査業務の報酬

81 百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

115 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち株式会社 SERIO ホールディングス、中央化学株式会社及び株式会社オーナミについては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

以上